

鳥取県災害等緊急対策資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害等の発生により被害を受けた中小企業者等の事業活動の速やかな復旧を目的として、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(災害等の指定)

第3条 この資金の対象となる災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び県内の中小企業者等の経営の安定に深刻な影響を及ぼす突発的な事故等のうち、商工労働部長の指定を受けたもの（以下「指定災害等」という。）とする。

2 商工労働部長は、前項の規定による指定を行ったときは、鳥取県災害等緊急対策資金指定通知書（様式第1号）により、保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

(融資対象者)

第4条 この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当することについて商工団体の確認（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に該当し、同項の規定による市町村の認定を受けようとする場合は当該認定）を受けた中小企業者等とする。

- (1) 指定災害等により事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等に被害を受けた者
- (2) 指定災害等により最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者
- (3) その他必要により商工労働部長が別に定める要件に該当する者

(融資条件)

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金、設備資金及び借換資金。ただし、借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて、保証協会の信用保証付き借入金（鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金、鳥取県チャレンジ応援資金及び鳥取県コロナ克服借換特別資金並びに保証協会が別に定める借換対象外の資金を除く。）のとりまとめを行う場合に限るものとし、借換資金のみの利用は認めないものとする。									
融資限度額	2億8千万円									
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む。）とする。ただし、前条第1号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。									
融資利率	年1.50パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	（単位：％）									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45	
※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号										

	の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.80%とする。
担保	保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

（融資の申込み）

- 第6条 この資金の融資を受けようとする者は、災害等緊急対策資金融資申込書（様式第2号。以下「申込書」という。）に係る書類を添えて、商工団体に提出するものとする。
- 2 申込書の提出を受けた商工団体は、融資対象者要件の確認及び内容を精査の上、必要に応じて意見を付して、申込書等の原本を保証協会に、写しを申込者が借入を希望している取扱金融機関に送付するものとする。

（融資審査）

- 第7条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、取扱金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、取扱金融機関及び申込書を受け付けた商工団体に審査結果を通知するものとする。
- 2 審査結果の通知を受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（資金措置）

- 第8条 この資金を運用するため、県は基本要綱第4条の規定に基づく補助金により、市は預託により、取扱金融機関に対してそれぞれ次のとおり資金措置を行うものとする。

（1） 県

- ア 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- イ 補助対象期間 年度更新とし、前条第2項に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年4月1日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（2） 市

- ア 預託額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じて得た額
- イ 預託利率 商工労働部長が別に定める割合とする。
- ウ 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

（融資実行の報告）

- 第9条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

（融資条件の特例）

- 第10条 県は、第3条第1項の規定による指定ごとに、商工労働部長が特に必要と認めるときは、第5条の規定にかかわらず、資金の使途、融資期間、融資利率及び保証料率の特例を設けることができる。
- 2 前項の特例の内容は、第3条第2項の通知に併せて保証協会、商工団体、取扱金融機関及び市町村に通知するものとする。

（その他）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に商工労働部長が指定した災害等に係る貸付けについて適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

- この改正は、平成 28 年 10 月 26 日から施行し、平成 28 年 10 月 24 日の貸付けから適用する。
- 当該資金のうち、平成 28 年 10 月 24 日付第 201600113813 号で指定した「平成 28 年 10 月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震」に係る融資利率及び保証料率については、第 5 条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

融資利率	年 1.43 パーセント（変動金利） ただし、借入後 5 年間は年 0 パーセント（固定金利）とする。									
保証料率	下表のとおりとする。 <div style="text-align: right;">（単位：％）</div>									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
ただし、借入後 5 年間は料率区分にかかわらず 0 パーセントとする。										

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

- この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- 当該資金のうち、平成 28 年 10 月 24 日付第 201600113813 号で指定した「平成 28 年 10 月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震」に係る融資期間及び据置期間については、第 5 条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

融資期間	12 年以内（据置 5 年以内を含む。）とする。ただし、前条第 1 号に掲げる者への融資のうち、設備資金に係るものの融資期間については、17 年以内（5 年以内の据置期間を含む。）とする。
------	--

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。